伊勢原市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務処理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準じる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の申出の相手となる者（以下「相手方」という。）が、住民基本台帳の閲覧等の制度を不当な目的で利用し、それらの行為により支援措置対象者の住所を探索することを防止し、支援措置対象者の保護を図り、その支援措置対象者を支援することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ドメスティック・バイオレンス　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「ＤＶ法」という。）第１条第１項に規定する配偶者からの暴力及びＤＶ法第２８条の２に規定する交際関係のあるもの又はあったものからの暴力をいう。

(2) ストーカー行為　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号。以下「ストーカー規制法」という。）第２条第４項に規定するストーカー行為をいう。

(3) ストーカー行為等　ストーカー行為及びストーカー規制法第３条の規定に違反するストーカー行為をいう。

(4) 児童虐待　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号。以下「児童虐待防止法」という。）第２条に規定する児童虐待をいう。

（支援措置の対象）

第３条　支援措置対象者は、本市の住民基本台帳又は戸籍の附票に記載されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ＤＶ法第１条第２項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの

(2) ストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあるもの

(3) 児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの

(4) 前３号に準ずると認定されたもの

(5) 第１号から前号までに掲げる支援措置対象者と同一の住所を有する者で

あり、かつ、当該支援措置対象者と併せて第７条に定める支援措置を実施することを求めるもの

（支援措置の申出）

第４条　支援措置を受けようとする者（以下「支援措置申出者」という。）は、住民基本台帳事務における支援措置申出書（第１号様式。以下「申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　支援措置申出者は、住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票を保存する他市区町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について併せて申出書に記載するものとする。この場合において、支援措置申出者が住所地で住民登録をした後に、２回以上、支援措置申出者の本籍が一の市区町村から他の市区町村に転籍している場合であって、支援措置申出者が、２つ以上前の本籍地であった市区町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、その申出に係る支援を求める事務及び当該２つ以上前の本籍地であった市区町村を申出書の備考等に記載することを求める。

３　市長は、申出書の受理に当たり、写真が貼付された身分証明書の提示を求めること等により、本人確認を行わなければならない。

４　支援措置の申出は、支援措置申出者が自ら行うことを原則とするが、市長がやむを得ないと判断した場合において、代理人又は使者から申出がされたときは、市長は、住民基本台帳法施行規則（平成１１年自治省令第３５号）第８条の３各号のいずれかの方法により、代理権限及び支援措置申出者の意思を確認するものとする。この場合において、市長は、代理人又は使者が提示した書類を複写し、申出書に添えて保管するとともに、前項の規定に準じて代理人又は使者の本人確認を行うものとする。

５　前条第３号に該当する支援措置申出者は、児童相談所長又は支援措置申出者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を代理人として申出をすることができる。この場合において、市長は、当該代理人に対し当該支援措置申出者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を提示させるとともに、第３項の規定に準じて当該代理人の本人確認を行うものとする。

（支援措置の必要性の確認）

第５条　市長は、支援措置申出者が第３条第１号から第４号までに掲げる支援措置対象者に該当し、かつ、相手方が当該支援措置申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関（以下「相談機関」という。）の意見を聴取しなければならない。ただし、申出

書に裁判所の発行する保護命令決定書の写し、又はストーカー規制法に基づく警告等実施書面等が添付された場合は、相談機関への意見聴取は必要ないものとする。

２　市長は、第３条第５号に規定する申出を受けている場合には、相手方が、支援措置申出者の住所を探索する目的で、支援措置申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、前項と同様に相談機関の意見を聴取するなどして確認を行う。

３　前２項に規定する意見の聴取は、住民基本台帳における支援措置申出書に係る確認書（第２号様式）により行うものとする。

（支援措置の決定通知）

第６条　市長は、前条の意見聴取等により支援措置の必要性を確認したときは、住民基本台帳事務における支援措置決定通知書（第３号様式）により、その結果を支援措置申出者に通知するものとする。

（支援措置の内容）

第７条　市長は、支援措置開始を決定したときは、次の支援措置を講じるものとする。

(1) 全ての閲覧請求に対して、支援措置対象者に係る部分を消除した住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する。

(2) 支援措置対象者に係る住民票（消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写し等について、相手方からの請求、支援措置対象者の代理人又は使者からの請求及び郵送による請求を拒否し、その他の第三者からの請求についても、関係文書の提示等による請求理由の確認と請求者の本人確認を厳格に行う。ただし、相手方からの請求において、請求事由又は利用目的を厳格に審査した結果、特別の必要があると認められる場合には、相手方に交付せずに目的を達成できる措置をとるものとする。

(3) 支援措置申出者の求めに応じて、支援措置の対象となる他の市区町村長に申出書の写しを送付する。

（支援措置の期間）

第８条　支援措置の期間は、支援措置の必要性を確認し、その結果を支援措置申出者に連絡した日から起算して１年間とする。

（支援措置の延長）

第９条　市長は、支援措置の期間終了の１か月前から、支援措置の延長の申出を受けるものとする。この場合において、第５条から前条までの規定を準用する。

（支援措置の変更）

第１０条　支援措置対象者は、支援措置の期間内において、支援措置を受けることとなった当該申出書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに住民基本台帳事務における支援措置変更申出書（第４号様式）により市長に届け出るものとする。

（支援措置の終了）

第１１条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は支援措置を終了し、住民基本台帳事務における支援措置終了通知書（第５号様式）を支援措置対象者に送付するものとする。

(1) 支援措置対象者から住民基本台帳事務における支援措置終了申出書(第６号様式）により、支援措置終了の申出を受けたとき。

(2) 支援措置の期間を経過し、延長がなされなかったとき。

(3) その他市長が支援措置の必要性がなくなったと認めるとき。

（他市区町村での支援措置の開始等）

第１２条　市長は、他の市区町村長が支援措置を開始、延長又は終了等をしたものからの申出書の送付を受けたときは、第７条から前条までの規定を準用する。

（関係部局の責務）

第１３条　市の関係部局は、支援措置決定を受けた支援措置対象者の保護のため、万全の措置を講じるものとする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成３０年２月２８日告示第２１号）

この要綱は、平成３０年３月１日から施行する。

附　則（令和８年１０月５日告示第１６０号）

（施行期日）

１　この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前の伊勢原市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援に関する住民基本台帳事務処理要綱に規定する様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお当分の間使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

住民基本台帳事務における支援措置申出書

市区町村	連絡
	／
	／
	／
	／

伊勢原市長　殿

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

年　月　日

		氏名						備考
申出者	氏名（生年月日）	（　年　月　日）	住所		連絡先		本人確認	
相手方（判明している場合）	氏名（生年月日）	（　年　月　日）	住所		その他			
申出者の状況（別紙参照の上、いずれかにV）		A　配偶者暴力防止法		B　ストーカー規制法		C　児童虐待防止法		D　その他前記AからCまでに準ずるケース
添付書類（該当書類にV）		保護命令決定書（写し）			その他（左記に掲げる書面以外で相談機関から発行された書面等）			
		ストーカー規制法に基づく警告等実施書面						
相談先	（警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の相談機関に相談している場合、相談した日時、当該機関の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい） 年　月　日（相談先の名称　　）（担当課　　）							

支援措置を求めるもの（現住所が記載されているものに限る）	希望にV	支援を求める事務	現住所等			
		住民基本台帳の閲覧	現住所	同上		
		住民票の写し等の交付（現住所地）	現住所	同上		
		住民票の写し等の交付（前住所地）	前住所			
		戸籍の附票の写しの交付（本籍地）	本籍		筆頭者	
		戸籍の附票の除票の写しの交付（前本籍地）	前本籍		筆頭者	

併せて支援を求める者（同一の住所を有する者に限る）	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日

備考	所有固定資産の有無【　有（過去に所有していた場合も含む）　・　無　】

（注）●太枠の中に記入してください。
●申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。
●法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。
●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。
●支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。
●支援措置の期間は、支援措置開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援措置を終了します。
●申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

A　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 （配偶者暴力防止法）

配偶者暴力防止法第１条第２項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B　ストーカー行為等の規制等に関する法律 （ストーカー規制法）

ストーカー規制法第６条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされるおそれがあり、かつ、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C　児童虐待の防止等に関する法律 （児童虐待防止法）

児童虐待防止法第２条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、相手方が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D　その他前記AからCまでに準ずるケース

第2号様式（第5条関係）

住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書

申出者氏名
（受付番号　　）

<table>
<tr><td colspan="2">（添付書類がなく、相談機関の意見を聴取する場合）</td><td rowspan="2">市町村の確認</td><td>年月日</td><td>備考</td></tr>
<tr><td rowspan="2">相談機関の意見</td><td>□ 1　上記申出者の状況に相違ないものと認める。
□ 2　1以外
※上記2に✓をつけた場合は下記①～③について記入してください。
①相談があった年月日及び相談内容
<table><tr><th>年月日</th><th>相談内容</th></tr><tr><td>年　月　日</td><td></td></tr></table>
②相談機関が実施した事項

③その他特記事項（ある場合のみ）

年　月　日

長（印）　（担当　課　係）</td><td>担当
相手方</td><td></td></tr>
</table>

第３号様式（第６条関係）

年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

住民基本台帳事務における支援措置決定通知書

年　　月　　日付けで申出のありました、住民基本台帳事務における支援措置につきまして、次のとおり決定いたしましたので通知いたします。

１　申出者及び該当者

２　支援措置期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日

３　そ　の　他

⑴　住民票及び戸籍の附票、印鑑証明書などの証明書は、ご自分が市役所本庁舎の開庁時に来庁し、請求した時のみ発行します。

⑵　利害関係のあるところからの請求に対しては、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないとされた場合には、交付することがあります。ご承知おきください。

⑶　戸籍に関する届けをする場合には、必ず連絡をしてください。

⑷　継続の場合は、期限到来の１か月前から延長の申出を受け付けます。

⑸　当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。

⑹　連絡先が変更になった場合には、必ずご連絡ください。

第４号様式（第１０条関係）

住民基本台帳事務における支援措置変更申出書

年　　月　　日

伊勢原市長　　殿

住　　所

申出者　氏　　名

電話番号

次のとおり申請内容の変更を申出します。

１　変更内容

【変更項目】	【変更前】	【変更後】
氏　　名		
住　　所		
本　　籍		
筆　頭　者		
本人確認書類		
併せて支援を求める者（追加・削除）		

２　変更理由

第５号様式（第１１条関係）

住民基本台帳事務における支援措置終了通知書

年　　月　　日

様

伊勢原市長　　印

年　　月　　日付けで支援決定をしました支援措置について、次のとおり支援を終了しましたので通知します。

１　支援措置終了日

年　　月　　日

（支援措置期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）

２　支援措置終了の理由

第６号様式（第１１条関係）

住民基本台帳事務における支援措置終了申出書

年　　月　　日

伊 勢 原 市 長　　殿

住民基本台帳事務における支援措置について、支援の解除を申出します。

１　申出者及び該当者

氏　　名

生 年 月 日

住　　所

２　解 除 理 由